

寝屋川市と株式会社ジェイコムウエスト北河内局との 包括連携に関する協定書

寝屋川市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコムウエスト北河内局（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、市民サービスの向上と地域の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙相互の持つ知恵、情報及び技術を共有し、協働による活動を推進することにより、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、市民福祉の向上、公共性・公益性の確保を基本として、本条に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

- (1) 寝屋川市の魅力発信、PRに関すること
- (2) 防災・災害対策に関すること
- (3) 地域の環境保全・美化活動に関すること
- (4) 高齢者等への支援に関すること
- (5) 子育て支援・教育に関すること
- (6) 地域産業活性化支援に関すること
- (7) 人材の育成に関すること
- (8) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（連携協力窓口の設置）

第3条 連携協力事項に関する窓口を、甲は経営企画部広報広聴課、乙は管理部に設置し、定期的に協議するものとする。なお、設置した部署が変更となり、窓口業務が別の部署になる場合は、事前に相手方に通知するものとする。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとし、相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならないものとする。なお、本条の規定は、本協定終了後も、甲乙双方に対し引続き効力を有するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲と乙のいずれから有効期間満了の1ヶ月前までに改廃の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。ただし、この協定の有効期間に関して疑義が生じたときは、改廃の時期について随時協議し、定めるものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他の必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、署名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成29年11月22日

大阪府寝屋川市本町1番1号
寝屋川市
市長 北川法夫

大阪府四條畷市岡山東1丁目2番28号
株式会社ジェイコムウエスト北河内局
局長 山村聡